

第4章

子ども・若者の健やかな成長を 社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組（文部科学省）

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

文部科学省は、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員といった地域人材と専門的人材が連携して、学校や公民館といった身近な場所で、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など地域とのコミュニケーションや学習機会をなかなか得ることのできない保護者や家庭を支援する「家庭教育支援チーム」の取組を推進している¹⁴²。各地の家庭教育支援チームでは、子どもの生活習慣やしつけ、親子のコミュニケーションの大切さといった様々なテーマについての学習の機会を提供したり、思春期の課題や不登校など家庭教育や子育てに関する様々な悩みを聞くといった取組が行われている。このほか、平成24（2012）年度には、

- ・保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を全国2,771か所で実施
- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成24年3月）の提言を踏まえ、今後の家庭教育支援の実践に向けた課題やその取組を協議する機会として、埼玉県と鳥取県で研究協議会を開催

した（第2-4-1図）。平成25（2013）年度には新たに、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施する。

第2-4-1図 家庭教育支援チーム

（1）保護者会での学習講座



（出典）文部科学省資料

（2）全国家庭教育支援研究協議会



2 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり（文部科学省）

（1）家庭・地域と一体となった学校の活性化

ア 地域の多様な人材の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請にこたえつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野におい

142 <http://katei.mext.go.jp/index.html>

て、地域の多様な人材の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

文部科学省は、授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」の設置を推進している¹⁴³。平成24（2012）年度は576市町村で3,036本部が設置されている（第2-4-2図）。また、地域による学校支援活動を促進するため、特に優れていると認められる活動に対して文部科学大臣表彰¹⁴⁴を行っている。こうした取組を通じて、学校と地域の連携・協力が強化され、開かれた学校づくりの促進が期待される。

イ 保護者や地域住民の学校運営への参加

コミュニティ・スクール（学校運営評議会制度）（第2-4-3図）は、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであり、保護者や地域住民から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われている¹⁴⁵。平成24（2012）年4月1日現在、コミュニティ・スクールに指定されている学校は、前年度から394校増えて、1,183校となり、着実にその導入が進んできている。

文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、調査研究事業や推進協議会といった施策を進めている。平成25（2013）年度には新たに、導入を目指す地域の組織や運営体制作りに係る実践研究や、実践経験のある者をコミュニティ・スクール推進員として派遣する事業を行う。

第2-4-3図 コミュニティ・スクール

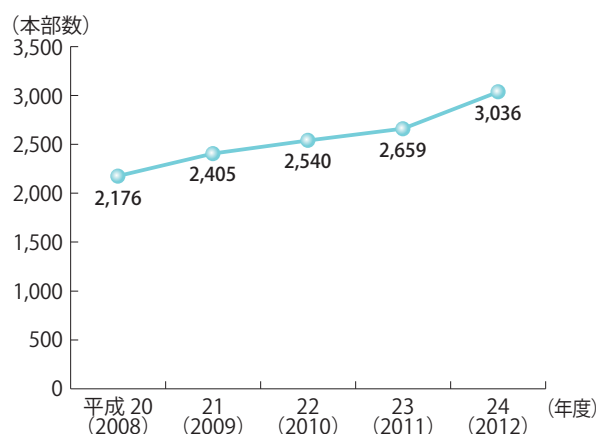


（出典）文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm）

ウ 学校評価と情報提供の推進

教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価¹⁴⁶を行い、その結果に基づき学校や設置者が学校運営の改善を図ることや評価結果を広く保護者や地域住民に公表していくことが求められてい

第2-4-2図 「学校支援地域本部」の設置状況



（出典）文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」（<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>）

¹⁴³ <http://manabi-mirai.mext.go.jp/headquarters.html>

¹⁴⁴ http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/004.htm

¹⁴⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

¹⁴⁶ 学校評価には、①法令上の実施義務が課されている自己評価（各学校の教職員が自ら行う評価）、②実施が努力義務となっている学校関係者評価（保護者や地域住民が自己評価結果を踏まえて行う評価）、③任意に実施する第三者評価（学校運営に関する外部の専門家により専門的視点で行う評価）がある。

る。とりわけ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進するためには、保護者や地域住民が行う学校関係者評価¹⁴⁷がすべての学校において実施されることが期待される。

文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している¹⁴⁸。

(2) 教育・相談の体制や機能の充実

ア 教員の資質能力の向上

文部科学省は、学校現場の多様なニーズに対応した実践力のある教員の育成を図るため、養成・採用・研修の一体的な改革を進めている¹⁴⁹。

① 教員養成・免許制度

教職課程では、生徒指導や教育相談の理論と方法、カウンセリングに関する基礎知識について、教員を志す学生すべてが必ず学習することになっている。また、優れた知識経験や技術を有する者に免許状を授与できる制度（特別免許状制度）や、免許状を持たない社会人が教壇に立てる制度（特別非常勤講師制度）により、地域の人材や社会人を活用して、学校教育の多様化への対応や活性化を図っている。平成25（2013）年度は新たに、教育委員会と大学などが連携・協働した養成・採用などにおける先導的な取組を支援する。

② 教員研修

教員の資質能力の向上を図るため、公立学校の新任教員に対する採用後1年間の初任者研修や、在職期間が原則として10年に達した教員に対して個々の能力、適性などに応じた研修を行う10年経験者研修が制度化されている。

独立行政法人教員研修センター¹⁵⁰は、国が行うべき研修として、各地域における指導者を養成するための学校経営研修や喫緊課題に関する研修を実施している。

イ 教員評価

教員の能力や実績をきちんと評価し、その結果を人事や処遇、研修などに適切に反映させることが重要である。

文部科学省は、教員評価制度の改善・充実を促しており、一部実施を含めるとすべての教育委員会で教員の能力や実績の評価が実施されている。

ウ 学級編制と教職員配置

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭33法116）と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭36法188）において、公立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校における学級編制と教職員定数の標準が定められている。これにより、学習活動や学校生活の基本的な単位である学級の規模の適正化を図るとともに、教育活動を円滑に行うために必要な教職員を確保するための教育条件の整備を図っている。

文部科学省は、累次の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画と公立高等学校教職員定数改善計画により、計画的な改善を行い、40人学級の実現や習熟度別少人数指導の実施を図ってきた。平成24（2012）年度には、小学校1年生だけでなく2年生でも35人以下学級を実質的に全国で実現するために必要な加配定数の増（900人）のほか、小学校専科指導や特別支援教育の充実など（1,900人）、東日本大震災への対応（1,000人）により、あわせて3,800人の教職員定数の改善を図った。平成25（2013）年度には、教育再生を支える基盤として様々な教育課題に対応するため、いじめ問題へ

147 平成23（2011）年度は93.7%の公立学校で実施されている。

148 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

149 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

150 <http://www.nctd.go.jp/>

の対応など学校運営の改善充実（400人）、通級指導など特別支援教育の充実（600人）、小学校における専科指導の充実（400人）により、あわせて800人（少子化による合理化減600人を差し引き）の教職員定数の改善を図る。今後の少人数学級の推進に関しては、習熟度別指導などとあわせ、全国学力・学習状況調査などを活用してその効果を十分に検証しつつ、教職員定数の在り方全般について検討する¹⁵¹。なお、都道府県教育委員会の判断により国の標準を下回る学級編制の基準を定めることが可能であり、すべての都道府県において小学校低学年を中心に少人数学級が実施されている。

エ 学校における教育相談体制の充実

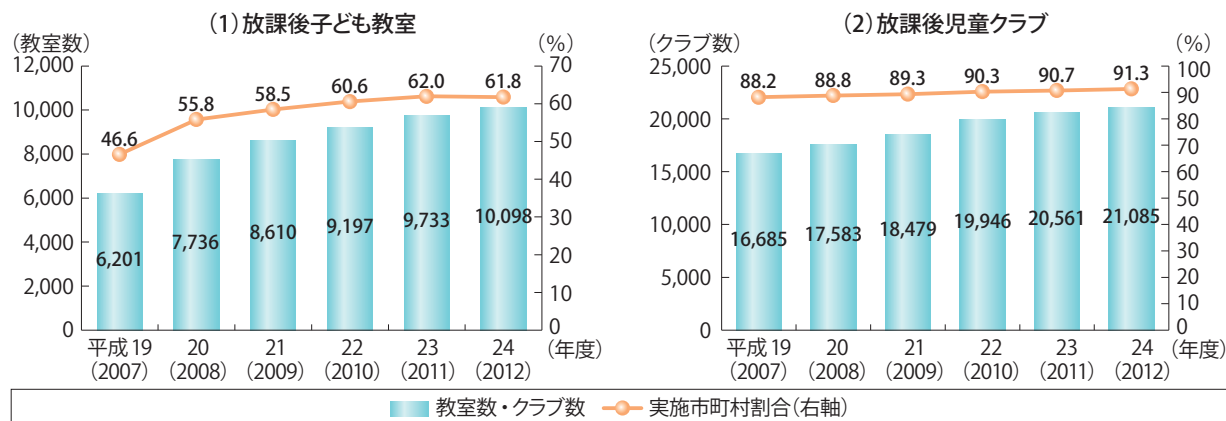
（第2部第2章第3節2（1）「学校における相談体制の充実」を参照。）

3 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

（1）放課後子どもプランの推進（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省と厚生労働省は連携して、放課後における子どもの安全で健やかな居場所づくりを地域社会の中で推進するための総合的な対策として「放課後子どもプラン」を推進している¹⁵²。小学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動の取組を行う「放課後子ども教室」は、平成24（2012）年6月現在、1,076の市町村で10,098教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない子どもに授業の終了後などにおいて、児童館や学校の余裕教室を利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」¹⁵³は、平成24年5月現在、1,591市町村で21,085か所実施され、851,949人の子どもが登録されている（第2-4-4図）。「放課後児童クラブ」は、平成26（2014）年度末までに受入れ児童数を111万人とすることを目指している。

第2-4-4図 「放課後子どもプラン」の実施状況



（出典）文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」（<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>），厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

（2）中高生の放課後の居場所づくり（文部科学省）

各地の子どもに関係する団体や行政機関がばらばらにその地域の子どもの実情を把握しており、情報の共有が進んでおらず、子どもの居場所がどこで、何をしているのか広く知られないままとなっている。地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことが必要である。

文部科学省は、関係府省の協力を得て、関係機関や民間団体が連携し、子どもを見守り育てるネット

151 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/1330999.htm

152 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

153 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/houkago-jidou.html>

ワーク推進会議（平成24年12月末時点で5関係府省と42民間団体が参加）を立ち上げ、行政と地域、民間団体が協力して、学校や地域に子どもが安心して過ごせる居場所をつくる活動を推進している。

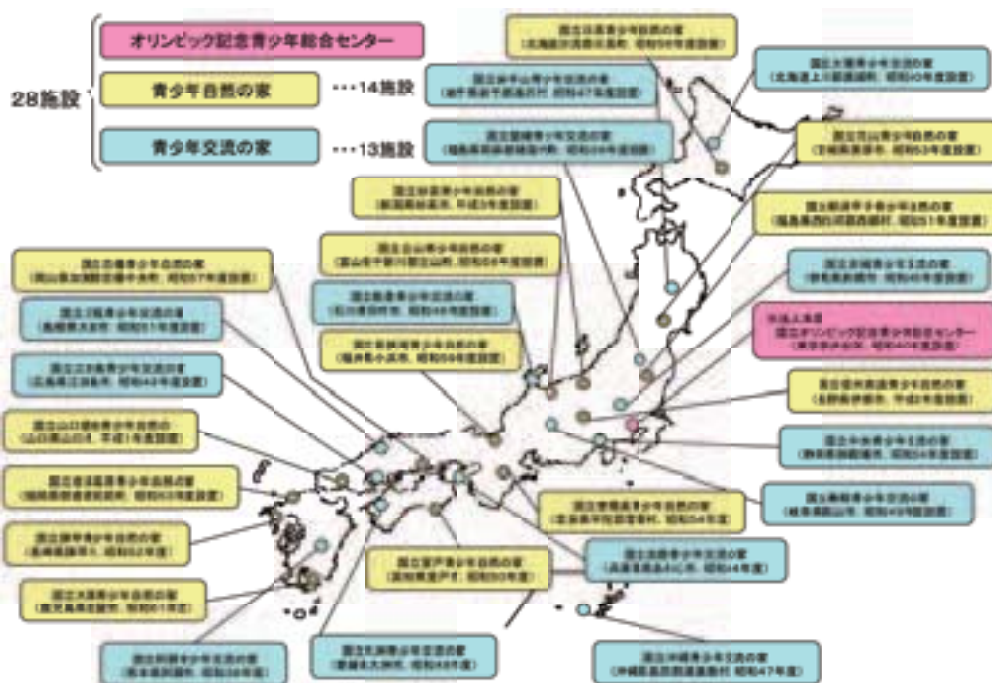
(3) 体験・交流活動等の場づくり

ア 青少年教育施設（文部科学省）

青少年教育施設は、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、子どもや若者が行う自主的な活動の支援により、青少年の健全な育成や青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設である。（第2-4-5図）

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設（全国28施設）を通じて、総合的・体系的な体験活動などの機会を提供しており、平成24（2012）年度は約500万人に利用されている。被災地の子どもの心身の健全育成とリフレッシュを図るため、自然体験活動などの機会を提供する「リフレッシュ・キャンプ」も実施している。また、教育的研修支援や青少年教育に関する調査研究を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

第2-4-5図 国立青少年教育施設



（出典）文部科学省資料

イ 都市公園（国土交通省）

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成や都市住民の様々な余暇活動の場の提供のため設置されており、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、子どもや若者をはじめあらゆる世代が交流を図ることができる場である。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している¹⁵⁴。

ウ スポーツ活動の場（文部科学省）

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設¹⁵⁵は、青少

¹⁵⁴ http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

¹⁵⁵ 全国に体育・スポーツ施設は約22万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約61%、公共スポーツ施設が約24%、民間スポーツ施設が約8%、大学・高専体育施設が約4%、職場スポーツ施設が約3%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設についてみると、最も設置数の多い施設は体育館で、約37,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約36,000か所、水泳プール（屋外）が約28,000か所、庭球場（屋外）が約1万か所となっている。